

法務省民商第 1 1 0 号
平成 3 0 年 9 月 2 7 日

法務局民事行政部長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局商事課長
(公 印 省 略)

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律等の施行に伴う法人登記事務の
取扱いについて (通知)


特定非営利活動促進法の一部を改正する法律 (平成 2 8 年法律第 7 0 号。以下「改正法」という。) が平成 2 8 年 6 月 7 日に、組合等登記令の一部を改正する政令 (平成 3 0 年政令 2 7 0 号。以下「改正政令」という。) が本日公布され、改正法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定及び改正政令は、本年 1 0 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行されますが、これに伴う法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通知中、「法」とあるのは特定非営利活動促進法 (平成 1 0 年法律第 7 号) を、「組登令」とあるのは組合等登記令 (昭和 3 9 年政令第 2 9 号) をいい、特に「旧」の文字を冠する場合を除き、いずれも改正後のものです。

記

1 「資産の総額」の登記事項からの削除

特定非営利活動法人は法第 2 8 条第 1 項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、定款で定める方法により、当該貸借対照表を公告しなければならないとされた (法第 2 8 条の 2)。これに伴い、「資産の総額」が登記事項から削られた (旧組登令別表特定非営利活動法人の項登記事項欄中「資産の総額」の削除)。



2 罰則に関する経過措置

施行日前にした行為に対する罰則の適用については，なお従前の例によるものとされた（改正政令附則第2項）。

3 「資産の総額」の登記事項からの削除に伴う登記事務の取扱い

「資産の総額」が登記事項でなくなったことから，施行の際に現にされている「資産の総額」の登記は，登記官が職権で抹消するものとする（別添実施要領参照）。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律等の施行に伴う職権抹消作業 の実施要領

第1 目的

本要領は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）の一部改正部分が本年10月1日（以下「施行日」という。）に施行されることに伴い、組合等登記令（昭和39年政令第29号）の一部を改正し、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の登記事項から「資産の総額」が削除されることから、当該「資産の総額」を職権で抹消することを目的とする。

また、本要領による作業の実施細則は、必要に応じて、各法務局・各地方法務局（以下「各庁」という。）において、適宜定めて差し支えない。

第2 作業内容

1 作業の概要

本作業は、NPO法人の主たる事務所の所在地を管轄する登記所（以下「主たる事務所登記所」という。）において、施行日以降、職権により、主たる事務所登記所のNPO法人の登記簿に記録されている「資産の総額」の登記に抹消する記号を記録するための作業（以下「職権抹消作業」という。）である。

なお、職権抹消作業については、商業登記等事務取扱手続準則（平成17年3月2日付け法務省民商第500号通達）第42条の規定による立件簿への記録を要しないものとする。

2 作業の実施時期

職権抹消作業は、施行日後できる限り速やかに行う。

3 作業の実施等

(1) システムによる職権抹消記録の記入及び確認票の印刷

職権抹消作業の対象となるNPO法人に係る「資産の総額」の登記についての職権抹消記録の記入及び確認票（様式1）の印刷は、識別が設定されたNPO法人について一括して実施される。

システム上で記入の指示を行うことにより、自動的に記入の処理（下線処理）がされ、確認票の印刷の指示を行うことにより、確認票が印刷される。システムによる記入ができない法人は、一括更新処理結果リストにその旨記載される。

なお、確認票には、NPO法人の名称及び主たる事務所のほか、職権抹消により変更された登記事項が印刷される。

(2) 校合

確認票に基づき、職権登記の内容を確認の上、登記官が校合を行う。

(3) システムによる記入ができない法人として一括更新処理結果リストにその旨記載された法人についての処理

上記(1)のシステムによる記入ができない法人として一括更新処理結果リストにその旨記載された法人については、職権抹消作業が未了の扱いとなるため、先行する甲号事件が存在する場合等、当該エラーを処理した上で、改めて上記作業による職権抹消記録の記入、確認票の印刷及び校合の処理を行う（この場合も立件簿への記録を要しない。）。

(4) 職権抹消作業簿の取扱い

職権抹消作業に当たっては、作業の進行状況等を管理するため、職権抹消作業簿を設けるものとする。職権抹消作業簿は、作業対象のNPO法人について、適宜の様式で作成した管理票（参考様式）を表紙とし、これに印刷した確認票を編てつしたものとする。

職権抹消作業簿は、各種法人等登記規則（昭和39年法務省令第46号）第5条において準用する商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第34条第1項第17号に掲げる雑書つづり込み帳につづり込むものとする。

4 報告

各庁は、施行日後に管内の全ての登記所において、NPO法人の登記事項から「資産の総額」を職権抹消する作業が終了したときは、速やかに当局商事課に対し、その旨の報告をするものとする。

第3 その他

1 登記懈怠通知

前記第2による職権抹消に際しては、各種法人登記規則第5条において準用する商業登記規則第118条の規定による過料事件の通知を要しないものとする。

2 施行日後の対応について

施行日後に職権抹消作業が終了していないNPO法人について登記の申請があった場合には、当該法人について職権抹消作業を行った上で、当該申請に係る登記を行う。また、職権抹消作業が未了のNPO法人について施行後の登記内容による登記事項証明書等の交付の請求があった場合には、可能な限り、職権抹消作業を終了した上でそれらを発行するものとする。

3 個別の抹消について

前記第2の作業実施後、「資産の総額」が抹消されていないNPO法人が確認された場合や施行日以降に閉鎖されたNPO法人の登記記録を復活する場合など、「資産の総額」の抹消が必要となった場合には、個別に立件事件として立件簿に記録し、下線処理を記入して「資産の総額」を抹消する。

4 登記情報参照及び登記情報提供サービスの取扱い

施行日後、職権抹消作業が終了していないNPO法人の登記記録について、一括更新処理中の登記簿を参照した場合、登記情報参照については職権登記処理中のメッセージが表示されるほか、登記情報提供サービスについては同サービスによる提供の対象外となる。